※提出用フォーマットは下に続きます。

例

2030 年　夏季/冬季（短期/中期/長期）　海外派遣留学プログラム参加誓約書

氏名（手書き）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

必ず学生本人の手書き

東海大学 学長 殿

私は、東海大学の海外派遣留学プログラムへの参加にあたり、保証人と共に下記事項について理解し、遵守ならびに同意することを誓約いたします。なお、本誓約事項に反した場合は、東海大学海外派遣留学プログラムの参加資格を取消されても一切の異議を申し立て致しません。

1. 東海大学の各種規程、派遣先国の法令・法律、および留学先機関の各種規則を遵守すること。

2. 留学に関する書類は虚偽なく記入し、東海大学に正確な情報を提供すること。

3. 大学が定めた留学期間内に渡航し、帰国すること。

4. 留学期間中も東海大学の学費は所定の通り納入すること。

5. 留学に必要なパスポートや査証の取得や、現地情報の収集は自らの責任にて行うこと。なお、短期プログラムに参加する場合は用意されたフライトを利用すること。中期・長期プログラムに参加する場合は、航空券の予約、留学先の宿舎の手配、留学先の大学の履修登録等は自らの責任において期日までに行うこと。

6. 留学期間中は留学先機関が指定もしくは提示する住居を予約し滞在すること。なお、滞在先および連絡先は東海大学に連絡し、それらが変わる場合には速やかに東海大学に連絡すること。

7. 留学先機関の休暇中などに旅行に行く場合は、必ず東海大学に行き先及び滞在先を連絡すること。但し、旅行は原則として留学先の国内に留めることとし、国を越えての旅行はしないこと。なお、特別な事情で国境を超える必要がある場合は、１週間前までには東海大学に相談し判断を仰ぐこと。

8. 留学期間中はアルバイト等、金銭を稼ぐ行為は行わないこと。なお、滞在国の法律によっては、留学生が収入を得ることが法律違反となりうることを十分に理解すること。

9. 留学期間中は東海大学が指定する海外旅行保険および危機管理サービスに加入すること。

10. 東海大学が、留学に関する業務遂行に必要な範囲で「東海教育産業株式会社 旅行部 イーエスツアー」（以下、イーエスツアー）および「株式会社エイチ・アイ・エス」（以下、HIS）ならびに留学保険に関する範囲で「東海ウイング株式会社」（以下、東海ウイング）と個人情報を共有することを承諾すること。

11. 緊急時においては、東海大学、イーエスツアー、HIS、東海ウイングが本人の了承を得ずに本人の個人情報を学内および留学先機関、保険会社、危機管理会社等と共有することを承諾すること。

12. 留学期間中に特別な配慮を要する既往症や治療中の疾病（広汎性発達障害、メンタルヘルス含む）がある場合には、本誓約書の提出時に申し出ること。また、その情報については東海大学が留学先機関等の関係各所にも共有することを承諾すること。

フォーマットは必ず２枚ともアップロードすること！

SAMPLE

13. 留学期間中に免許を必要とする乗り物の運転は行わないこと。また、免許の要否にかかわらず、電動スクーターの使用は行わないこと。

14. 留学期間中の事故・疾病等については自らの責任として対処し、東海大学に責任は問わないこと。また、自らが留学先大学または第三者に与えた損害等により東海大学が損害賠償の責を負った場合は、東海大学が被った損害を補填すること。

15. 急病、家族の弔事等、やむを得ない場合を除き、一時帰国は認められない。もし帰国日を変更する必要がある場合にはそれにかかる料金は自己負担とする。

16. 留学先の国や地域において、戦争、テロ、政変、治安の悪化、災害、伝染性疾患の流行など予期せぬ事態が発生した場合は、本学からの渡航延期、渡航中止あるいは緊急帰国の指示に従うこと。

17. 留学先機関のプログラム変更や規則の改訂、渡航先国の法令・法律の改正、あるいは為替レートの変動等により、募集時には案内していない予期せぬ費用が発生することがあることをあらかじめ了承すること。

18. 留学期間中は所定の様式で定められた時期に東海大学に近況報告を行うこと。

19. 留学前ならびに留学期間中のふるまい、傷病、心身の問題等のために留学が困難と認められることを理由に、留学の許可が取り消されることがあること。

20. 留学期間中の出席率や成績が著しく悪い場合と判断された場合は、東海大学が付与した奨学金（現地授業料を含む）を返金すること（中期・長期留学のみ）。

21. 自己都合により留学を中断した場合は東海大学が付与した奨学金（現地授業料を含む）を返金すること（中期・長期留学のみ）。また、ハワイ東海インターナショナルカレッジのダブルディグリープログラム（DDP）を修了後、東海大学を自己都合で退学した場合は東海大学が付与した奨学金（現地授業料を含む）を返金すること。

22. 留学終了後は、留学の経験や知識等を学内で共有し、大学の留学機運向上に貢献すること。

23. 留学終了後は、修得した知識等を活用して世界平和に積極的に貢献すること。

所属学部・学科／研究科： 経済学部経済学科　　学生証番号： 0UYT9876

学生署名（手書き）：

必ず学生本人の手書き

署名日　　：2030　年 10　月 10　日

保証人は、上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

【保証人】（大学に届出をしている保証人）

学生との関係　　：母

必ず保証人本人の手書き

保証人署名（手書き）：

署名日　　：2030　年 10　月 19　日

フォーマットは必ず２枚ともアップロードすること！

SAMPLE

2027 年夏季（中期・長期）　海外派遣留学プログラム参加誓約書

氏名（手書き）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

東海大学 学長 殿

私は、東海大学の海外派遣留学プログラムへの参加にあたり、保証人と共に下記事項について理解し、遵守ならびに同意することを誓約いたします。なお、本誓約事項に反した場合は、東海大学海外派遣留学プログラムの参加資格を取消されても一切の異議を申し立て致しません。

1. 東海大学の各種規程、派遣先国の法令・法律、および留学先機関の各種規則を遵守すること。

2. 留学に関する書類は虚偽なく記入し、東海大学に正確な情報を提供すること。

3. 大学が定めた留学期間内に渡航し、帰国すること。

4. 留学期間中も東海大学の学費は所定の通り納入すること。

5. 留学に必要なパスポートや査証の取得や、現地情報の収集は自らの責任にて行うこと。なお、短期プログラムに参加する場合は用意されたフライトを利用すること。中期・長期プログラムに参加する場合は、航空券の予約、留学先の宿舎の手配、留学先の大学の履修登録等は自らの責任において期日までに行うこと。

6. 留学期間中は留学先機関が指定もしくは提示する住居を予約し滞在すること。なお、滞在先および連絡先は東海大学に連絡し、それらが変わる場合には速やかに東海大学に連絡すること。

7. 留学先機関の休暇中などに旅行に行く場合は、必ず東海大学に行き先及び滞在先を連絡すること。但し、旅行は原則として留学先の国内に留めることとし、国を越えての旅行はしないこと。なお、特別な事情で国境を超える必要がある場合は、１週間前までには東海大学に相談し判断を仰ぐこと。

8. 留学期間中はアルバイト等、金銭を稼ぐ行為は行わないこと。なお、滞在国の法律によっては、留学生が収入を得ることが法律違反となりうることを十分に理解すること。

9. 留学期間中は東海大学が指定する海外旅行保険および危機管理サービスに加入すること。

10. 東海大学が、留学に関する業務遂行に必要な範囲で「東海教育産業株式会社 旅行部 イーエスツアー」（以下、イーエスツアー）および「株式会社エイチ・アイ・エス」（以下、HIS）ならびに留学保険に関する範囲で「東海ウイング株式会社」（以下、東海ウイング）と個人情報を共有することを承諾すること。

11. 緊急時においては、東海大学、イーエスツアー、HIS、東海ウイングが本人の了承を得ずに本人の個人情報を学内および留学先機関、保険会社、危機管理会社等と共有することを承諾すること。

12. 留学期間中に特別な配慮を要する既往症や治療中の疾病（広汎性発達障害、メンタルヘルス含む）がある場合には、本誓約書の提出時に申し出ること。また、その情報については東海大学が留学先機関等の関係各所にも共有することを承諾すること。

フォーマットは必ず２枚ともアップロードすること！

13. 留学期間中に免許を必要とする乗り物の運転は行わないこと。また、免許の要否にかかわらず、電動スクーターの使用は行わないこと。

14. 留学期間中の事故・疾病等については自らの責任として対処し、東海大学に責任は問わないこと。また、自らが留学先大学または第三者に与えた損害等により東海大学が損害賠償の責を負った場合は、東海大学が被った損害を補填すること。

15. 急病、家族の弔事等、やむを得ない場合を除き、一時帰国は認められない。もし帰国日を変更する必要がある場合にはそれにかかる料金は自己負担とする。

16. 留学先の国や地域において、戦争、テロ、政変、治安の悪化、災害、伝染性疾患の流行など予期せぬ事態が発生した場合は、本学からの渡航延期、渡航中止あるいは緊急帰国の指示に従うこと。

17. 留学先機関のプログラム変更や規則の改訂、渡航先国の法令・法律の改正、あるいは為替レートの変動等により、募集時には案内していない予期せぬ費用が発生することがあることをあらかじめ了承すること。

18. 留学期間中は所定の様式で定められた時期に東海大学に近況報告を行うこと。

19. 留学前ならびに留学期間中のふるまい、傷病、心身の問題等のために留学が困難と認められることを理由に、留学の許可が取り消されることがあること。

20. 留学期間中の出席率や成績が著しく悪い場合と判断された場合は、東海大学が付与した奨学金（現地授業料を含む）を返金すること（中期・長期留学のみ）。

21. 自己都合により留学を中断した場合は東海大学が付与した奨学金（現地授業料を含む）を返金すること（中期・長期留学のみ）。また、ハワイ東海インターナショナルカレッジのダブルディグリープログラム（DDP）を修了後、東海大学を自己都合で退学した場合は東海大学が付与した奨学金（現地授業料を含む）を返金すること。

22. 留学終了後は、留学の経験や知識等を学内で共有し、大学の留学機運向上に貢献すること。

23. 留学終了後は、修得した知識等を活用して世界平和に積極的に貢献すること。

所属学部・学科／研究科：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　学生証番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学生署名（手書き）　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名日　：＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

保証人は、上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

【保証人】（大学に届出をしている保証人）

学生との関係　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保証人署名（手書き）　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名日　：＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

フォーマットは必ず２枚ともアップロードすること！